

平成30年4月

各 位

神 戸 税 関

取締強化期間に係る協力依頼（お願い）

陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。



また、平素より税関行政に対し、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

税関では、金地金、覚醒剤等の不正薬物、銃砲及びテロ関連物資等の国内流入を水際で阻止することを最重要課題の一つとして位置付け、関係機関と連携して取締りにあたっています。

特に、本年4月から厳罰化が図られた金地金をはじめ、社会悪物品等の密輸を阻止するため、下記のとおり「取締強化期間」を設定し、水際対策の更なる強化を図ることと致しました。効果的な水際取締りを実施するためには、貴団体をはじめとして、関係業界及び国民の皆様のご理解とご協力を賜ることが不可欠であります。

このような状況の中、神戸税関では、本年4月23日から5月10日までを「取締強化期間」と定め、金地金・社会悪物品・テロ関連物資等の不正輸入を阻止するため、水際対策の強化を図ることとしております。

税関行政に関わりの深い皆様におかれましては、輸出入貨物等について不審な点があった場合には、些細な事柄でも結構ですので、速やかに税関までご連絡くださいますようお願いをお願い申し上げます。

	フリーダイヤル	しろい	くろい
密輸ダイヤル	 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1		
(24時間受付:携帯電話からもかけられます。)			
	メールアドレス	kobe-joho110@customs.go.jp	
	許しません	白い粉	通しません 黒い武器
神戸税関HP	http://www.customs.go.jp/kobe/		

こんな時は税関までお知らせください。

【物流・倉庫関係】



- ・インボイス等へ記載されているものと違う商品が発見したとき
- ・同じ貨物のなかに異なるマークや印を発見したとき
- ・梱包テープを必要以上に使用し、外装に油状のしみが付着又は変色があり、異臭を放つ貨物が発見したとき
- ・通関を異常に急いだり、頻繁に問い合わせをする輸入者がいるとき
- ・輸入者以外の人が通関時期などを問い合わせてきたとき
- ・山奥や空き地など通常とは異なる配送先を指定されたとき

【港湾・漁業関係】

- ・岸壁付近で長時間停車している他府県ナンバーの車を見かけたとき
- ・何か物が入っているような漂流物や漂着物が発見したとき
- ・漁具を積まずに出港したり、時化や夜間に出入港するなど、不審行動をとる船を見かけたとき
- ・目的のハッキリしない改造を行った小型船を発見したとき
- ・外国の船と頻繁に無線交信したり、沖合に向かって信号を送っている船や人を見つけたとき
- ・沖合で不自然に接触し、船舶間で物品の受渡しを行う船舶を発見したとき



【海外旅行関係】

- ・団体旅行の中で一人別行動をしていたり、日程に不釣合な量の荷物（2泊3日でスーツケース3個など）を持っている人を見かけたとき
- ・機内で異様に厚着をしている旅客を見かけたとき
- ・機内食を食べず落ち着きのない旅客を見かけたとき
- ・渡航先で中身の分からない荷物を預かっている人を見かけたとき
- ・外国から荷物が届くので、名前と住所を貸してほしいと頼まれたとき
- ・機内の座席周辺、トイレ等の共用部を不自然に開閉している旅客を見かけたとき



【その他】

- ・爆発物、不正薬物、拳銃、金に関する会話を聞いたとき
- ・頻繁に海外旅行に出かけたり、ブランド品を身に付けるなど、急に金回りの良くなった人を見かけたとき